

様式第4号

許可6足第80号

令和6年7月30日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス

代表取締役 鍛 治 彰 男

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

足寄町長 渡 辺 俊



許可期間 令和 6年 8月 1日～令和 8年 7月31日

1 事業の範囲

一般廃棄物：し尿、浄化槽汚泥、家庭から排出される一時多量のごみ
(引っ越しごみ、遺品整理ごみ)

2 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法令を遵守すること
 - (2) 事業の範囲以外の一般廃棄物は収集運搬しないこと
 - (3) 他の地域の一般廃棄物と混合して収集運搬しないこと
 - (4) 積替え保管をする場合は区分して他の地域の廃棄物と混合させないこと
- ※上記の違反が確認された場合は許可を取り消す場合があります。

3 許可の変更の状況